

医業経営情報

NO. 59 税務調査に関する基礎知識

納税者にとって税務調査はできれば来てほしくないものですが、病医院を開業している限り、税務調査は遅かれ早かれ来るものであり、避けることができません。

納税者が忌み嫌う税務調査ですが、嫌う反面関心も高いと思います。

しかし、関心があると思われる割には正しい知識を知らず、税務調査の際に調査官が言うままに修正申告に応じたり、調査官が望むままに調査日数が伸びるケースがかなりあるようです。

そこで、税務調査がきたときに慌てることなく適切に対処できるように、税務調査に関する基礎知識を紹介します。

■ 税務調査の種類

税務調査は「任意調査」と「強制調査」に分かれます。税務調査と聞くと伊丹十三監督の「マルサの女」による査察を思い浮かべる方もいると思いますが、病医院に対する税務調査はほとんど「任意調査」です。

「任意調査」は、調査に際して原則として納税者及び関与税理士に対して事前通知を行い、調査日程の調整を行います。

これに対し「強制調査」はその字のとおり強制的権限をもっており、当然事前通知はされません。「強制調査」は犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検査官に告発し、公訴提起を求める制度（査察制度）ですので、裁判所の許可を得て臨検、捜索、差し押さえを行うこともできます。

「任意調査」にもいくつか調査手法があります。

● 一般調査

ふつう税務調査とは、この一般調査のことを指します。

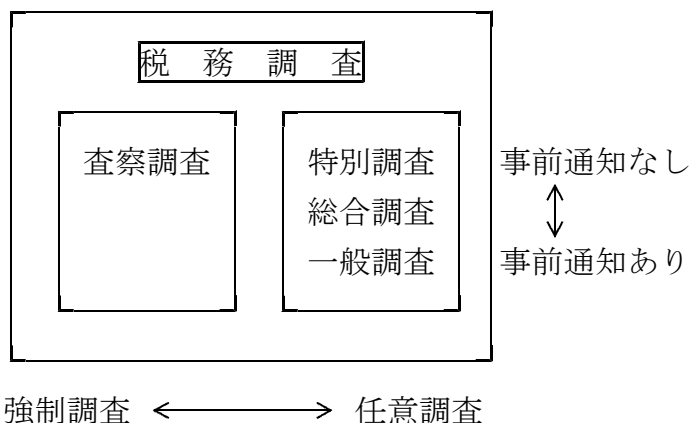
● 特別調査

大口・悪質・複雑なケースの場合に行われ、事前通知は行われません。特別調査では病医院だけでなく、理事長の自宅や取引先に対して数十人の調査官が同時に出向くこともあります。

●総合調査

法人・個人及び税目を問わず、税目横断的に税務調査を行うものです。税目を問いませんので、法人税、所得税や相続税の調査を一度に行うので、複数の調査官が一斉に調査にきます。なお、通常は事前通知は行われず。

税務調査の種類についてまとめると下図のようになります。



以下、ふつうの税務調査である一般調査を前提に説明をしていきます。

■調査官について

国税庁は下記のような組織になっています。

国 税 庁	税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）と税務署の事務を指導監督しています。
国 税 局 沖縄国税事務所	国税庁の指導監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課徴収事務について指導監督を行うとともに、大規模納税者等について、自らも賦課徴収を行う行政機関です。
税 務 署	国税庁や国税局の指導監督の下に、国税の賦課徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と最も密接なつながりを持つ行政機関です。

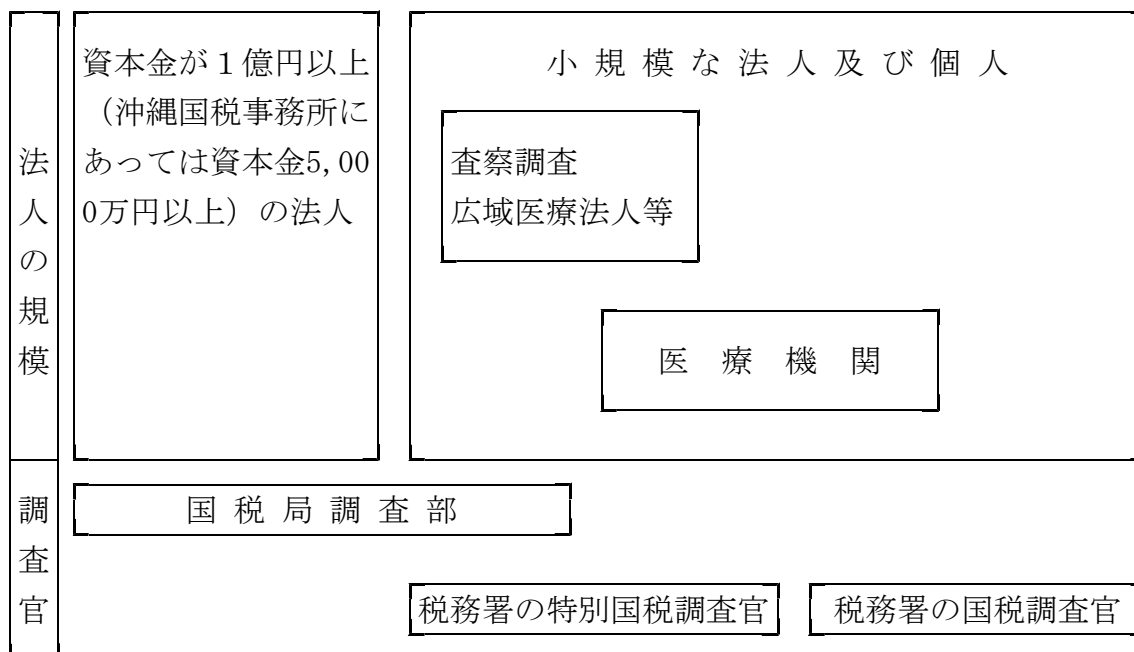
一般的に病医院には税務署職員が調査にきますが、資本金が1億円以上（沖縄国税事務所にあつては資本金5,000万円以上）の法人は、国税局の管轄になります。

ただし、資本金が上記以下の法人及び個人であっても、査察調査の場合や、広域医療法人のように複数の県にまたがる法人は国税局の管轄になることがあります。

税務署は法人課税部門や個人課税部門に分かれており、各部門は統括国税調査官、上席国税調査官、国税調査官というメンバーで構成されています。また、税務署管轄の中

でも大規模納税者や多角的な調査が必要な法人を専門に調査する特別国税調査官がいます。また、特別国税調査官の中には医療機関を専門的に調査する人もいます。

調査官についてまとめると下図のようになります。



■ 調査日数について

国税局又は税務署の調査官が一般調査を行える法的根拠は、所得税法第234条、法人税法第153条、消費税法第62条などの質問検査権に基づいています。

ところが税務調査の日数については何ら規定されていません。

最高裁は質問検査権について「所得税法第234条による質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の規定のない実施の細目は、権限ある税務職員の合理的な選択にゆだねられている」としています。(昭48.7.10判決)

しかし、最高裁は、質問検査権は「当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断された場合」にのみ権限を認めた趣旨であるとしていることや(昭48.7.10判決)、国税庁が昭和51年に税務職員に対し遵守すべき事項として通達した税務運営方針に「税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者との理解と協力を得て行うもの」と書かれていることから、調査日数は必要最低限に止めるべきです。

また、国税庁レポート2007という冊子にも「調査を開始した場合は、納税者にかかる負担を少なくするため、できるだけ迅速に進めることとしています。」と書かれています。

実際の調査日数はおおよそ下記のとおりだと思います。

- 国税局調査部による場合…… 1～2週間程度
- 特別国税調査官による場合…… 2～4日程度
- 国税調査官による場合…… 1～3日程度

当事務所の関与先で上記の日数を超えた税務調査を受けたことがありませんが、聞いたところでは、半年間も断続的に調査を続けられた診療所があるそうです。しかも査察調査ではなく、任意調査の一般調査です。これは明らかに客観的な必要性を超えた調査と言えますので、このような調査は拒否すべきです。

しかし、質問検査権の正当な行使に対して答弁しなかったり、偽りの答弁又は調査の拒否・妨害を行った場合には一年以下の懲役または20万円以下の罰金が科されますので、診療に影響が出ない範囲で税務調査に協力する必要があります。

■ 推計課税について

推計課税とは、直接的な資料に基づかずに、これ位は申告漏れがあるだろうと調査官が推測で計算した金額を所得漏れして認定することをいいます。

推計課税の例には、期末棚卸資産の計上漏れや自費収入などの申告漏れなどがあります。

この推計課税は、納税者が調査に非協力的だったり、帳簿書類等を備え付けていない場合にはできますが、青色申告者に対しては基本的にできません。

理由は青色申告者はそもそも一定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ、一定期間保存しているものだからです。

ですから青色申告者が調査に非協力的のため推計課税をするのであれば、税務署はまず青色申告の承認取り消しをしてから、推計課税による更生処分を行う必要があります。

もし青色申告の承認取り消しについて不服であれば、税務署長に対して異議申立てをすることができますし、青色申告書についての更正処分に不服の場合には、異議申立てをせずに、直接国税不服審判所長に審査請求をすることもできます。

■ 調査対象期間について

国税通則法第70条において税務署が更生処分できる期間を定めており、個人の場合は原則として3年前まで、法人の場合は原則として5年前までと定められています。

よく法人の税務調査は3年ごとにくると言われますが、これは平成15年度までは法人も3年前までしか遡れなかったためです。しかし、平成16年度税制改正で5年に延長されましたので、大法人であっても3年ごとの税務調査が5年ごとに延びる可能性があります。

ところで、脱税行為など、偽りその他不正の行為により税を免れた等による更生は7

年前まで遡って更生処分ができることと定められています。

■ 修正申告について

調査官は、税務調査の結果、申告内容が誤りだと指摘した事項について必ず修正申告するよう勧めてきます。

しかし、もし調査官が指摘した事項に不服がある場合には修正申告をせず、税務署側から更生処分をしてもらうべきです。

修正申告でも更生処分でも納税額は同じですが、更生処分をする場合には処分の理由を記載する必要があるうえに、理由の附記に不備があれば更生処分の取消原因となります。さらに納税者は更生処分に対して不服があれば税務署長に対して異議申立てや、国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

これに対し修正申告は、一度提出すると異議申立てができません。

つまり、税務署としては修正申告をしてもらった方が手間がかかりませんし、納税額が確定するので楽なのです。

ですから税務調査での指摘事項に不服があるときは、修正申告に応じず更生処分をしてもらうようにして下さい。

上記以外にも税務調査に関する基礎知識として紹介すべき事項はありますが、紙面の都合上省略させて頂きました。

ところで、税務調査に関する手続については何も明文化されたものがなく、国税庁から各税務署に通達された「税務運営指針」「個人課税事務の事務運営に当たり特に留意すべき事項」「調査の手引き」「調査情報（事例）」など、存在することが明らかな行政文章も、開示請求の対象文章でないとして公開されていません。

このように税務調査の手続は不明な部分ばかりですので、なるべく税務調査を短期間で円滑に終わらせたいと思うのであれば、日頃の書類の整理がとても重要です。

調査初日に調査官に経理内容が正確で書類の整理状況も良いという印象を与えられれば、調査が長引くことはありませんし、日頃きちんとした経理処理をしていれば多額の追徴税額が出ることもありません。つまり、備えあれば憂いなしです。

平成19年8月3日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹